修正案

十日町市保育所適正化計画（案）

令和9年度～令和 12 年度

十日町市

目　次

第1章 計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 現状と課題

１　十日町市の保育の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) 各年度出生児童数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2) 就学前児童の推移及び推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3) 地域ごとの保育園こども園の園児数 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
(4) 教育・保育施設の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(5) 公立保育所の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２　十日町市の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章　十日町市が目指す保育の姿

１　目指すこどもたちの姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２　大切にする保育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３　目指す保育の実現に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
４　公立保育所の適正化方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(1) 公立保育所の担うべき役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2) 公立保育所再編の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(3) 適正配置の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(4) 円滑な移行に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
５　私立保育所等の適正化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(1) 私立保育所等に期待される役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(2) 保育体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(3) 持続的運営に向けた支援方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
６　策定体制・進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

資料編

・十日町市保育園等、入所児童数一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・ 16
・十日町市内の保育園のサービス内容 ・・・・・・・・・・・・・・・ 17
・十日町市保育園等配置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
・十日町市の地域自治組織別０～５歳児の人口 ・・・・・・・・・・ 19
・十日町市子ども・子育て会議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

十日町市では少子化の進行により出生数及び就学前児童数が減少しており、今後も保育需要の減少が見込まれています。

一方で、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加、発達支援を必要とするこどもの増加など、保育ニーズは複雑化・多様化しています。

こうした状況の中においても、こどもたちが健やかに成長できる環境を維持し、将来にわたり質の高い保育サービスを安定的に提供していくことが求められています。

本計画は、保育需要の変化を踏まえながら、公立保育所及び私立保育所等の役割を明確にし、持続可能な保育提供体制の構築を図るため策定するものです。

また、本計画は、保育提供体制の見直しにあたり、施設の再編等を含めて検討するものですが、その目的は単なる統合や閉園を検討するものではなく、十日町市のこどもたちにどのように育ってほしいのか、そのためにどのような保育を大切にしていくのかを示すことにあります。こうした理念のもとで、将来にわたり持続可能な保育体制の構築を目指します。

２　計画の位置付け

本計画は次の計画との整合を図りながら策定します。

・第三次十日町市総合計画
・十日町市こども計画
・国及び新潟県の保育・子育て支援施策

３　計画期間

令和９年度から令和 12 年度までの４年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や保育需要の変化に応じて必要な見直しを行うものとします。

第2章　現状と課題

1　十日町市の保育の現状

(1) 各年度出生児童数の推移

各年度の出生児童数は、平成 28 年の 312 人から令和 7 年には 135 人となり、10 年間で 177 人、約 57%減少しています。

＜各年度出生児童数の推移＞　（単位：人）

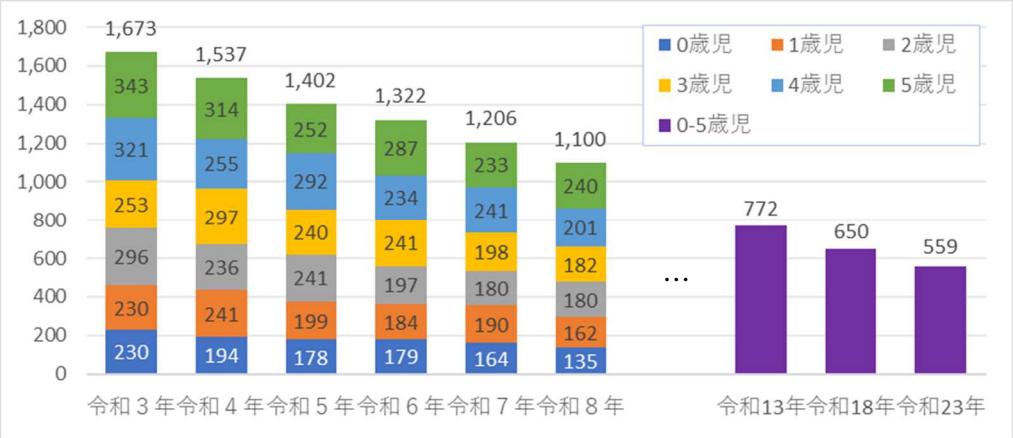
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
312	259	288	232	240	201	182	180	162	135

(2) 就学前児童（0～5歳）の推移及び推計

就学前児童数は、令和 3 年度 1,673 人　令和 8 年度 1,100 人となり、5 年間で約 34%減少しています。

推計では、令和 13 年度　772 人　令和 18 年度 650 人　令和 23 年度 559 人まで減少する見込みです。

＜就学前児童数（0～5歳）の推移と推計＞　（単位：人）



※令和 3 年～7 年の就学前児童数は各年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口

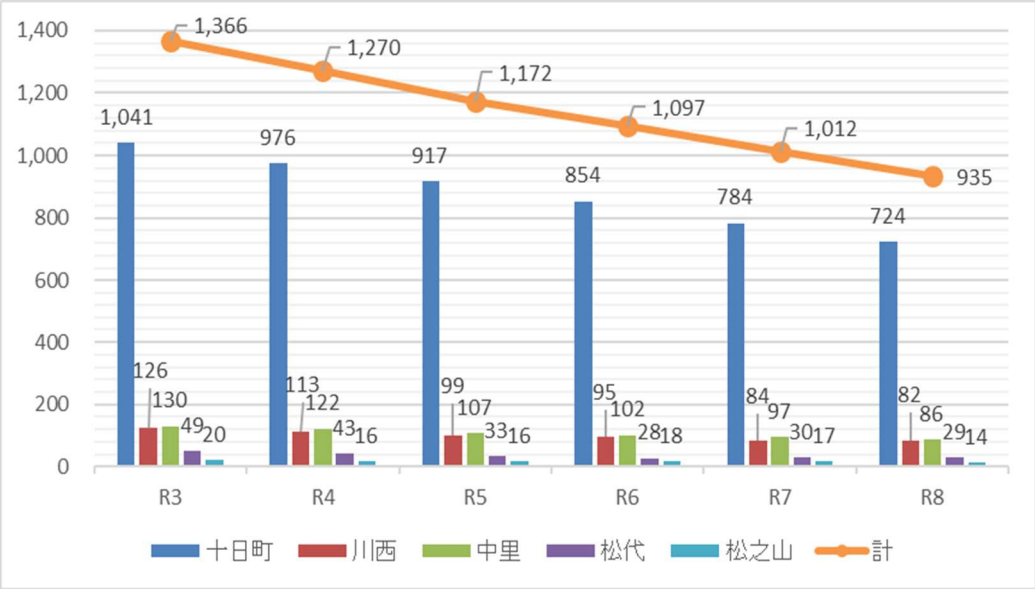
※令和 13 年～23 年の推計人口は 23～44 歳の女性人口及び就学前児童数から推計

(3) 地域ごとの保育園こども園の園児数

市内の園児数は各地域で減少傾向にあります。特に中山間地域で顕著な減少（松代 40.8%減少）が見られ、減少率が十日町地域と同水準の松之山地域では園児数の絶対数が少ないため、その影響はより深刻であると推測されます。

地域ごとの保育需要を把握しながら、保育体制の維持について検討する必要があります。

＜園児数の推移＞　　（単位：人）



地域	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	R3-R8 減少率
十日町	1,041	976	917	854	784	724	30.5%
川西	126	113	99	95	84	82	34.9%
中里	130	122	107	102	97	86	33.8%
松代	49	43	33	28	30	29	40.8%
松之山	20	16	16	18	17	14	30.0%
計①	1,366	1,270	1,172	1,097	1,012	935	31.6%
0-5 歳児 人口②	1,673	1,537	1,402	1,322	1,206	1,100	34.2%
入園率 ①／②	81.6%	82.6%	83.6%	83.0%	83.9%	85.0%	

※各年４月１日現在、各地域に所在する保育園こども園の園児数

(4) 教育・保育施設の推移

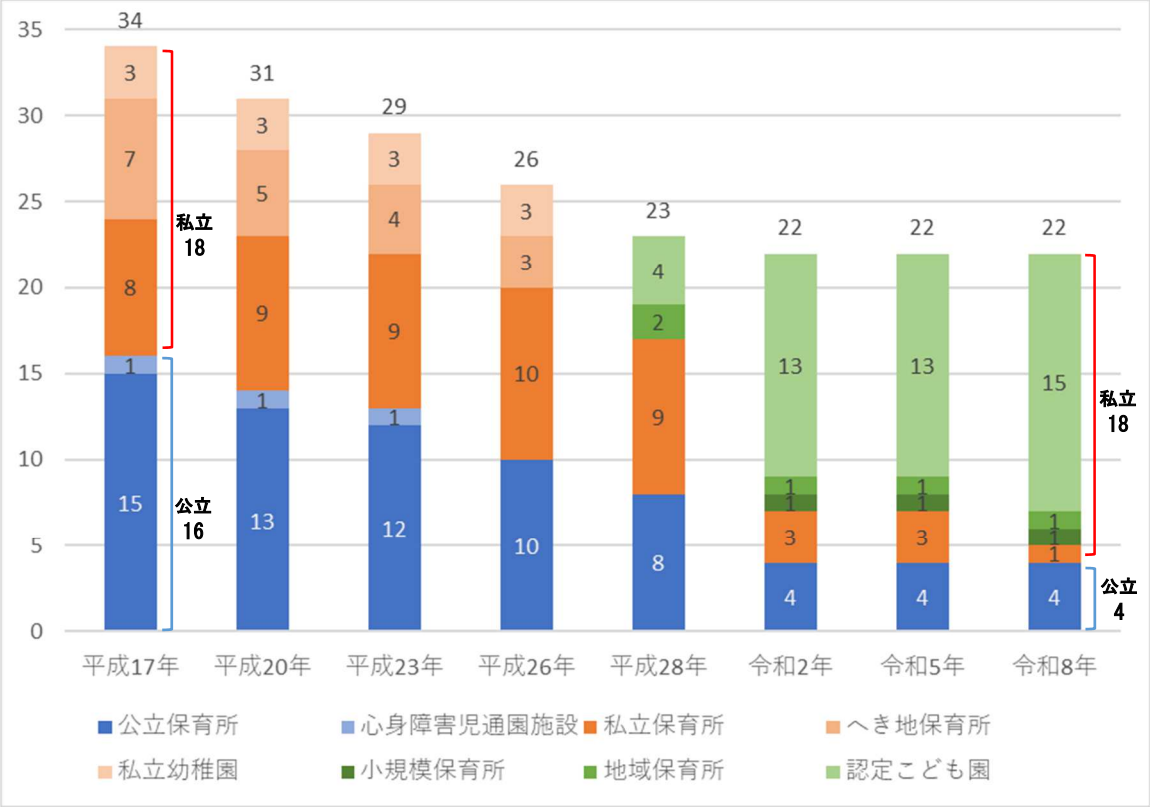
平成 17 年に 34 施設あった教育・保育施設は、施設の統廃合や認定こども園への移行などにより、令和８年には 22 施設となっています。

内訳を見ると、公立保育所は 16 施設から４施設へ減少した一方、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の開始以降、認定こども園は 15 施設まで増加しており、幼保連携による教育・保育の一体的な提供体制への移行が進められてきました。

また、私立保育所及び私立幼稚園についても、認定こども園への移行が進み、現在では認定こども園が市内の教育・保育の中心的な役割を担っています。

なお、施設総数は令和２年以降 22 施設で推移しており、本市の教育・保育の提供体制は、認定こども園を中心とした体制へと大きく転換しています。

＜保育園こども園数の推移＞



(5) 公立保育所の現状

① 定員充足率

令和６年度　59.2%　令和７年度　55.6%　令和８年度　46.7%

年々低下しています。

② 複式クラスの増加

園児数減少に伴い複式クラスが増加しており、年齢別活動や集団活動に影響が生じています。

③ 施設の老朽化

鐙島保育園は築 44 年を経過しており、施設の維持管理費が増加しています。

園名	建築年	経過年数	建築構造	R8 クラス編成	R7 維持管理費
鐙島保育園	昭和 57 年 2 月	44 年	鉄筋コンクリート造平屋建	複式 2 単独 1	3,849 千円
高山保育園	平成 3 年 3 月（平成 30 年 12 月改修）	35 年（7 年）	鉄筋コンクリート造 2 階建	複式 1 単独 4	1,487 千円
きらきら西保育園	平成 29 年 8 月	9 年	鉄筋コンクリート造 2 階建	複式 2 単独 1	125 千円
松之山保育園	平成 16 年 3 月	22 年	高床木造平屋建	複式 2 単独 1	1,124 千円

※維持管理費は、施設修繕費及び改修工事費を積算

２　十日町市の課題

① 少子化の進行による保育需要の減少

出生数及び就学前児童数の減少により、今後も保育需要の縮小が見込まれます。

就学前児童数は、令和３年度の 1,673 人から令和 23 年度には 559 人まで減少すると推計されており、現在の施設配置や運営体制を維持することが難しくなることが想定されます。

☛ **将来の保育需要を見据えた保育提供体制の検討が必要**です。

② こどもの育ちに必要な集団規模の確保

園児数の減少に伴い、小規模化が進んでいます。

公立保育所では、複式クラスが増加しており、同年齢児との関わりや発達段階に応じた活動の機会が限られるなど、保育環境への影響が懸念されます。

さらに、少人数では、運動会や発表会などの集団活動や行事の実施内容が制限されるほか、遊びや生活の中で多様な人間関係を築く機会が減少し、協調性や社会性、仲間と一緒に達成する喜びや連帯感を育む機会が少なくなることが懸念されます。

☛ **こども同士がお互いに刺激を受けながら成長し、多様な体験や集団活動を通じて社会性や協調性を育むことのできる適切な集団規模を確保すること**が求められています。

③ 保育施設の運営効率の低下

公立保育所は、これまで平成 17 年の 16 園から令和８年には４園と統合及び閉園を進めてきましたが、定員充足率は年々低下し、令和８年度には 46.7％となっています。

一方、私立保育所等は 18 園を維持しており、利用定員を毎年柔軟に変更しているため定員に余裕が生じにくいものの、園児数の減少傾向は公立、私立に共通しています。

施設運営や人員配置に必要な経費は、園児数が減少しても一定程度必要となるため、市全体で効率的な運営が求められます。

☛ **限られた財源の中で**保育サービスの質を維持するため、**市全体で効率的かつ持続可能な運営体制の構築が必要**です。

④ 施設の老朽化への対応

公立保育所の中には、建築後 30 年以上が経過している施設があり、施設の老朽化が進行しています。

老朽化に伴い、大規模改修や設備更新が必要となります。

- ☛ **将来的な保育需要や施設利用状況を踏まえながら、施設更新や再編の検討**が必要です。

⑤ 地域における保育機能の維持

中山間地域では園児数の減少が著しく、今後さらに小規模化が進むことが見込まれます。

一方で、保育施設は、子育て支援や地域コミュニティを支える重要な役割も担っています。

- ☛ 保護者の利便性や地域の実情に配慮しながら、**将来にわたり安定した保育サービスを提供できる体制を確保すること**が求められています。

⑥ 公立保育所と私立保育所等との役割整理

市内では認定こども園を中心とした教育・保育の提供体制への移行が進んでいます。

今後、公立保育所には、地域のセーフティネット機能や特別な支援を必要とするこどもへの対応など公立施設として果たすべき役割が求められます。

- ☛ **効率化を進める中でも、公立・私立それぞれの特性や役割を明確にし、特に公立が担うべき機能を確保しながら、持続可能な保育体制の構築が必要**です。

第3章　十日町市が目指す保育の姿

1　目指すこどもたちの姿

本市の豊かな自然や雪国ならではの環境、地域とのつながりを生かした遊びや体験を重ねながら、こども一人ひとりの豊かな心と健やかな成長を育みます。

また、ふるさとへの愛着と誇りを育て、人との関わりを大切にしながら、未来を担う力の基礎を培うことを目指します。

ふるさとを愛し　ともに遊び　未来へつなぐ

2　大切にする保育

こどもが安心して自分らしく過ごせる環境の中で、一人ひとりの「やってみたい」という気持ちを大切にし、主体的な遊びや多様な体験を支えます。

また、こども一人ひとりに寄り添い、友達や地域との関わりを通して、思いやりや協調性、自立する力を育む保育を実践します。

遊びと体験を通じて、感性と生きる力を育む保育

3　目指す保育の実現に向けて

本市が目指すこどもの育ちを実現するためには、保育施設の量の確保だけでなく、保育の質を将来にわたり維持・向上していくことが重要です。

こどもたちが友達と十分に関わりながら遊びや生活を通して学び、健やかに成長できるよう、適切な集団規模を確保するとともに、安全で質の高い保育環境の整備を進めます。

また、公立・私立保育施設が連携し、それぞれの役割を生かしながら、専門的な支援や幼保小の連携、地域全体でこどもの育ちを支える体制の充実を図る必要があります。

4　公立保育所の適正化方針

（1）公立保育所の担うべき役割

「地域全体の保育水準の維持･向上を支える中核的施設」

① 市全体の保育力向上

公立保育所で培った保育実践やノウハウを市内保育施設で共有するとともに、合同研修や情報交換を通じて保育士の資質向上を図り、市全体の保育の質の向上を推進します。

あわせて、DV や児童虐待など支援を必要とするこどもや家庭への対応力を高め、こどもの小さな変化や虐待等のサインを見逃さず、こども家庭センターなどの関係機関と連携して支援につなげます。

② 専門的支援を必要とするこどもへの対応における中核的役割

発達に特性のあるこどもや医療的ケア児など、専門的な支援を必要とするこどもについては障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが地域の教育・保育施設で共に育つインクルーシブ保育の考えのもと、市全体で受け入れる体制を目指します。

公立保育所は、これまで培ってきた専門的な知見やノウハウを生かし、発達支援センターなどの関係機関と連携しながら、私立保育所等を含む市全体の受入体制を支える中核的な役割を担います。

③ 災害･感染症発生時の保育継続拠点

災害や感染症の発生時においても、こどもの安全確保を最優先としながら保育を継続できる体制を整備します。

公立保育所は、単に保育を提供する施設ではなく、市内全体の保育の質を支え、専門的支援や非常時対応を担う中核的な役割を果たします。

（2）公立保育所再編の基本方針

ア　適正規模基準

本市では、公立保育所の適正化を図るにあたり、以下の２つの基準により適正化を進めていくこととします。

① 在園児数がおおむね 20 人未満となる場合
② 周辺 20～30 分圏内に代替施設がある場合

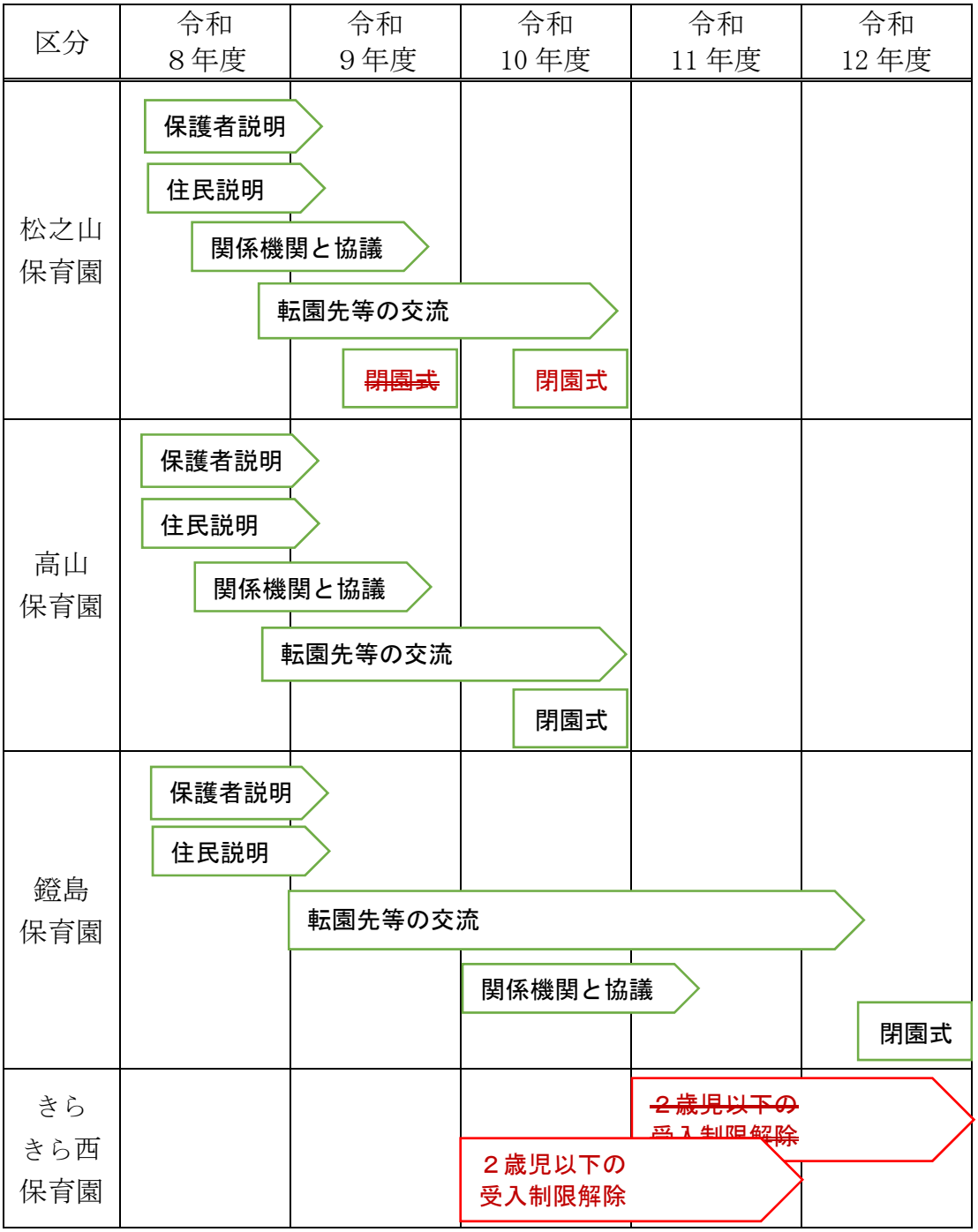
具体的な取組

きらきら西保育園	保育・子育て支援の拠点として、こどもの健やかな成長と保護者の安心を支え、地域全体の保育の質の向上を担う中核施設とします。 **基 幹 園**
松之山保育園	在園児数が基準を満たす見込みがないこと、周辺 20～30 分圏内に他の保育施設があることから閉園とします。 閉園時期：令和~~9~~10 年度末
高山保育園	在園児数が基準を満たす見込みがないこと、周辺 20～30 分圏内に他の保育施設があることから閉園とします。 閉園時期：令和 10 年度末
鐙島保育園	在園児数が基準を満たす見込みがないこと、周辺 20～30 分圏内に他の保育施設があることから閉園とします。 閉園時期：令和 12 年度末

（3）適正配置の進め方

計画期間内の年度別実施内容は、次のとおりです。

ただし、地域の状況や利用動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



※ 令和８年度は、計画の策定及び準備期間であり、計画期間に先立ち、関係機関等の協議や住民、保護者への説明等に着手するものです。

（4）円滑な移行に向けた取組

保育所の統合・閉園に当たっては、こどもの育ちを最優先に考え、保護者や地域住民に対して丁寧な説明と十分な意見交換を行いながら進めます。

また、合同保育や交流保育を実施し、こども同士や保護者同士のつながりづくりを支援するとともに、転園先との情報共有や引継ぎを丁寧に行い、安心して新しい保育環境へ移行できるよう取り組みます。

① 保護者への丁寧な説明と相談体制の充実
② 交流保育等による円滑な移行支援
③ 転園先との十分な情報共有と引継ぎ
④ こどもの心身の変化に配慮した支援
⑤ 送迎方法等の保護者負担の軽減に向けた検討
⑥ 地域との丁寧な対話

5　私立保育所等の適正化

(1) 私立保育所等に期待される役割

「地域に密着した特色ある保育の実施
多様な保育サービス及び子育て支援事業の推進」

今後、市内の就学前教育・保育の提供においては、私立保育所等の役割はますます重要になります。

また、インクルーシブ保育の推進に当たり、市や関係機関と連携し、専門的な支援を必要とするこどもの受入れなど、地域の保育を支える役割が期待されます。

一方で、少子化の進行により児童数の減少や施設規模の縮小が見込まれ、安定的な運営が課題となります。市は、各法人の自主性を尊重しながら、地域全体の教育・保育提供体制の維持・確保に向けて支援します。

(2) 保育体制の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスの充実が求められています。

市は、私立保育所等が保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを安定的に提供できるよう必要な支援を行い、保育体制の充実を図ります。

＜多様な保育サービス＞

延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育、
乳児等通園支援事業、地域子育て支援事業　　など

(3) 持続的運営に向けた支援方針

ア 市が担う役割

① 将来の児童数推計等の情報提供

将来の児童数推計や保育需要の見通しなど、各法人が中長期的な施設運営を検討するために必要な情報を提供します。

② 地域全体の需給バランスの把握及び共有

地域ごとの児童数や利用状況を把握し、教育・保育サービスの需給状況について関係者と共有します。

③ 法人間の連携環境の整備

法人相互の情報交換や協議の場づくりを行い、職員確保や施設運営等に関する連携を促進します。

イ 具体的な検討

児童数の減少や施設の小規模化が進行した場合には、各法人において運営のあり方を検討することが重要となります。

市は、施設間の連携強化、共同運営、定員の見直し、施設の統合等を含め、地域の実情に応じた様々な選択肢について検討が行われるよう支援します。

なお、施設運営の方針は各法人が主体的に判断するものであり、市が統合や再編を求めるものではありません。

（ア）検討を行う目安

次のいずれかに該当する場合は、将来を見据えた運営のあり方について検討を行うことが望ましいものとします。

※ 一律に適用する基準ではなく、地域の状況や施設の実情を踏まえて総合的に判断します。

① 在園児数がおおむね 20 人未満となる見込みの場合
② 定員に対する利用率が低い状態が継続している場合
③ 職員確保が困難など安定的な運営に支障が生じている場合
④ 施設の老朽化が進行している場合

（イ）検討時における市の支援

市は、持続的な運営に向けた検討を行う法人に対し、次の支援を実施します。

① 将来児童数推計及び地域ニーズに関する情報提供
　将来の児童数見込みや地域の保育需要等について情報提供を行います。

② 個別相談への対応
　運営上の課題や今後の方向性に関する相談に応じます。

③ 関係法人間の協議・調整支援
　複数法人による連携や再編等を検討する際の協議・調整を支援します。

④ 専門家活用支援
　経営、法務、施設整備等に関する専門的な助言を受けられるよう支援します。

⑤ 国・県補助制度の活用支援
　各種補助制度の情報提供や申請支援を行います。

⑥ 認可等に係る手続支援
　定員変更や施設再編等に伴う認可・届出手続について円滑な実施を支援します。

6　策定体制・進め方

本計画は、子育て支援課が主体となって作成し、外部意見は十日町市子ども・子育て会議にて聴取します。

策定手順は、次のとおりとします。

令和８年６月	第１回十日町市子ども・子育て会議及び十日町市議会にて計画策定実施を表明
	子育て支援課において計画案を作成
８月	第２回十日町市子ども・子育て会議及び十日町市議会にて計画案を提示
~~10~~11 月	第３回十日町市子ども・子育て会議にて計画案を承認 十日町市議会へ説明
12 月	パブリックコメント実施
令和９年２月	計画確定

資　料　編

・十日町市保育園等、入所児童数一覧表
・保育園のサービス内容
・十日町市内の保育園等配置図
・十日町市の地域自治組織別０～５歳児の人口
・十日町市子ども・子育て会議委員

十日町市保育園等、入所児童数一覧表（令和８年４月１日現在）

区分	施設名	児童数	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
市立保育所	鐙島保育園	26	2	4	2	5	5	8
	高山保育園	29	0	3	3	5	7	11
	きらきら西保育園	36	1	3	3	5	9	15
	松之山保育園	14	1	1	2	6	1	3
	計	105	4	11	10	21	22	37
私立保育所	十日町幼児園	37	1	3	5	9	10	9
	計	37	1	3	5	9	10	9
認定こども園	天使幼稚園	35	1	5	8	3	7	11
	むつみこども園	63	0	8	13	13	12	17
	愛宕幼稚園	95	1	14	17	20	20	23
	慈光こども園	72	3	8	15	9	21	16
	いずみこども園	30	0	2	8	5	7	8
	中条こども園	40	0	11	5	9	7	8
	北越こども園	52	0	6	12	10	12	12
	しんざこども園	42	2	8	6	6	7	13
	うえのこども園	28	1	4	4	6	4	9
	あおのもり	76	1	11	12	16	22	14
	大井田こども園	49	3	7	9	11	6	13
	中里なかよし保育園	86	1	12	14	17	20	22
	まつだい保育園	29	1	7	5	3	6	7
	千手さくら保育園	54	0	9	9	13	9	14
	あいせんこども園	21	0	1	6	6	4	4
	計	772	14	113	143	147	164	191
小規模保育所	しらうめ保育園	9	0	5	4			
	計	9	0	5	4			
地域保育所	水沢南部保育園	12	0	1	1	3	4	3
	計	12	0	1	1	3	4	3
合　計		935	19	133	163	180	200	240

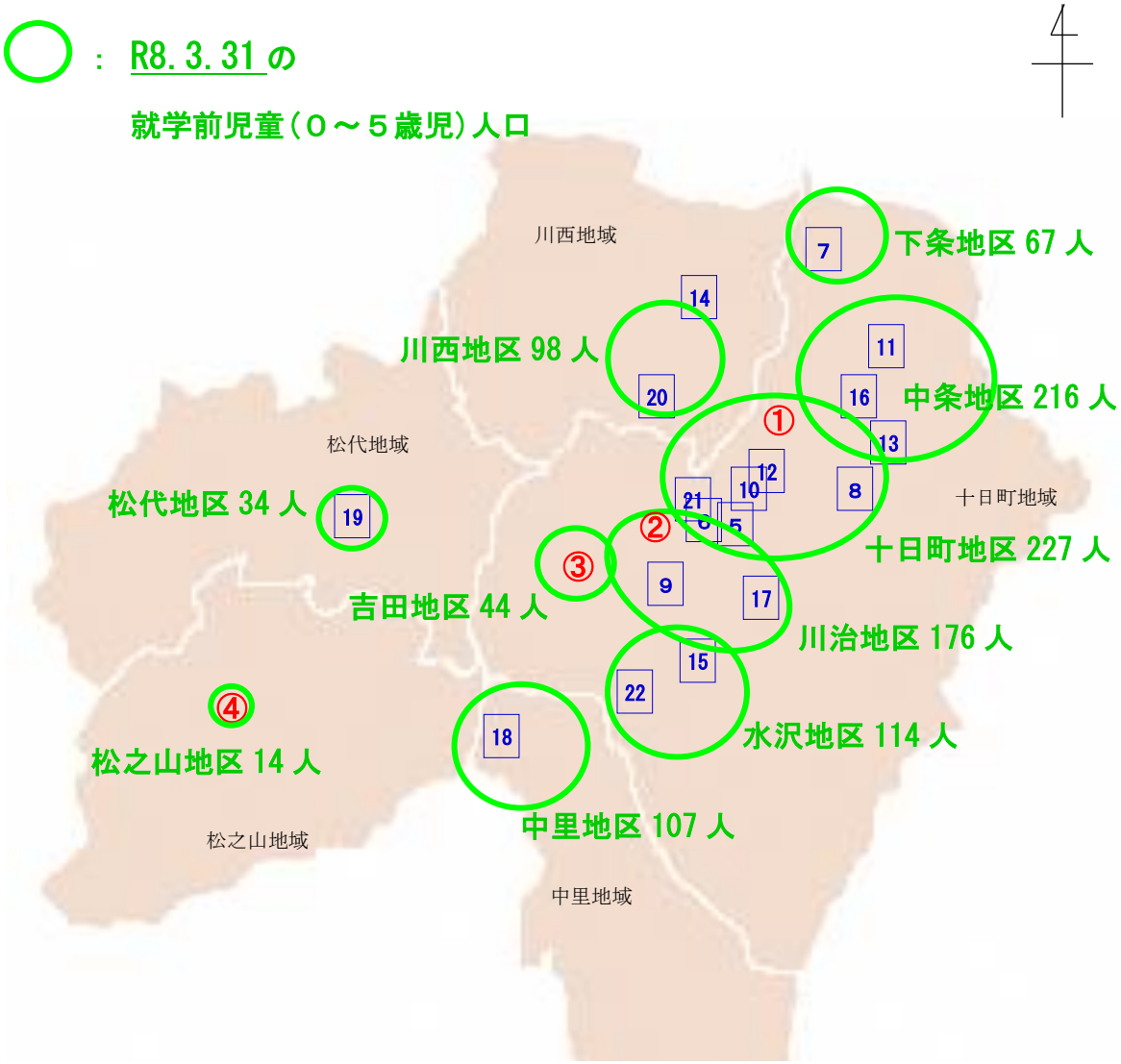
十日町市内の保育園 サービス内容

区分		施　設　名	所在地	開所時間	保育標準時間（教育標準時間）※1	保育短時間	受入年齢	電話番号（025）	給食※2	休日保育
認定こども園	幼稚園型	天使幼稚園	寿町４	7:30～19:00	7:30～18:30（8:30～15:00）	8:30～16:30	満１歳	752-3466	◎	×
	幼保連携型	むつみこども園	桑原	7:30～19:00	8:00～19:00（9:00～15:30）	8:30～16:30	６か月	756-2424	◎	×
		愛宕幼稚園	川原町	7:30～19:00	7:30～18:30（9:00～15:30）	8:30～16:30	６か月	752-3123	◎	×
		慈光こども園	北新田	7:00～19:00	7:30～18:30（9:00～15:00）	8:00～16:00	２か月	752-3587	◎	○
		いずみこども園	昭和町３	7:20～19:00	7:20～18:20（9:00～15:30）	8:30～16:30	２か月	752-4472	◎	○
		中条こども園	中町	7:20～19:00	8:00～19:00（9:00～15:30）	8:30～16:30	２か月	757-5446	◎	×
		北越こども園	本町６の１	7:15～19:15	7:30～18:30（9:00～15:30）	8:30～16:30	２か月	757-3860	◎	×
		しんざこども園	新座３	7:30～19:00	7:30～18:30（9:00～15:30）	8:30～16:30	２か月	757-6002	◎	×
		うえのこども園	上野	7:30～19:00	8:00～19:00（9:00～15:30）	8:30～16:30	２か月	768-2321	◎	×
		あおのもり	土市１	7:30～19:00	7:30～18:30（9:00～15:30）	8:30～16:30	２か月	758-3782	◎	×
		大井田こども園	四日町１	7:30～19:00	7:30～18:30（8:30～16:00）	8:30～16:30	２か月	752-2009	◎	×
	保育所型	中里なかよし保育園	田中	7:30～19:00	7:30～18:30（9:00～15:00）	8:30～16:30	２か月	763-3322	◎	×
		まつだい保育園	松代	7:30～19:00	7:30～18:30（8:30～15:30）	8:30～16:30	２か月	597-2178	△	×
		千手さくら保育園	学校町	7:00～19:00	7:30～18:30（8:30～15:30）	8:30～16:30	２か月	768-2148	△	×
		あいせんこども園	山本町２	7:20～19:00	7:20～18:20（9:00～15:30）	8:30～16:30	２か月	757-0133	◎	○
認可保育所	公立	鐙島保育園	南鐙坂	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	６か月	757-8795	△	×
		高山保育園	錦町２	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	令和８年４月１日時点で３歳以上※3	757-8908	△	×
		きらきら西保育園	下河原町	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30		757-0338	△	×
		松之山保育園	松之山	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	６か月	596-2225	△	×
	私立	十日町幼児園	本町西１	7:15～19:00	7:15～18:15	8:30～16:30	２か月	752-2068	◎	○
地域		水沢南部保育園	水沢３	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00	満１歳	758-2229	☆	×
小規模		しらうめ保育園	高田町４	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	２か月～２歳児	752-4959	◎	×

※1　教育標準時間：１号認定の方の利用時間
※2　給食：　完全給食◎、3歳未満児は完全給食・３歳以上児は副食のみ△、副食のみ☆
※3　きょうだいが既に入園している児童については４か月～受入が可能

十日町市内の保育園等分布図及び地区別就学前児童数

（令和８年３月 31 日現在）



十日町地区（599）	1	公・きらきら西保育園	5	私・十日町幼児園	6	私・天使幼稚園	8	私・愛宕幼稚園
	10	私・いずみこども園	12	私・北越こども園				
中条地区（219）	11	私・中条こども園	13	私・しんざこども園	16	私・大井田こども園		
川治地区（289）	2	公・高山保育園	9	私・慈光こども園	17	私・あいせんこども園	21	私・しらうめ保育園
水沢地区（175）	15	私・あおのもり	22	私・水沢南部保育園				
吉田地区（50）	3	公・鐙島保育園						
下条地区（116）	7	私・むつみこども園						
川西地区（190）	14	私・うえのこども園	20	私・千手さくら保育園				
中里地区（175）	18	私・中里なかよし保育園						
松代地区（85）	19	私・まつだい保育園						
松之山地区（40）	4	公・松之山保育園						

※（　）は各園の認可定員数合計、赤字：公立保育園、青字：私立保育園等

十日町市の地域自治組織別０～５歳児人口

（人）

	地域自治組織名	行政区数	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
1	十日町地域振興連合会	63	24	18	33	27	40	35	177
2	高山地区振興会	14	3	6	6	7	5	18	45
3	十日町西部地区振興会	16	16	22	22	13	18	25	116
4	十日町南地域自治振興会	46	14	17	22	20	33	25	131
5	中条飛渡地域協議会	31	11	16	12	18	12	24	93
6	大井田地区振興会	14	11	9	8	10	6	13	57
7	吉田地域自治振興会	17	3	10	3	9	9	10	44
8	下条地区振興会	27	7	12	13	10	10	15	67
9	水沢地区振興会	43	10	16	17	26	28	17	114
10	川西地域振興会	49	14	14	15	17	13	25	98
11	中里地域まちづくり協議会	42	14	13	21	16	20	23	107
12	まつだい地域振興会	36	3	8	7	4	6	6	34
13	松之山自治振興会	35	2	1	2	5	1	3	14
	計	433	132	162	181	182	201	239	1,097

※令和８年３月31日現在 住民基本台帳人口より

十日町市子ども・子育て会議委員

区分	氏名	条例第３条第２項における区分等	備考
会　長	高橋しげ子	学識経験者	
副会長	渡邊百合子	関係団体の推薦を受けた者	十日町こども連盟代表
委　員	曽根亜沙美	こどもの保護者	公立保育園保護者代表
〃	岩田　一行	こどもの保護者	私立保育園保護者代表
〃	庭野　克弥	こどもの保護者	十日町小中学校 PTA 連合会代表
〃	中村五十美	こどもの保護者	十日町小中学校 PTA 連合会代表
〃	上村　誠也	こどもの保護者	松代高等学校 PTA 代表
〃	押木ちえみ	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市公立保育所代表
〃	保坂　洋一	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市主任児童委員会委員長
〃	保坂さおり	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	ファミリー・サポート・センター代表
〃	大島　一英	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町小学校校長会代表
〃	福嶋　那奈	市長が特に必要があると認める者	公募委員
〃	高橋智恵子	市長が特に必要があると認める者	公募委員